

# お知らせ

## 9月~12月分申し込み

### ひなた村プログラムサービス

子ども会や子どもサークル等に、野外炊飯や工作、遊びなどを職員が指導します。出張指導もあります。

#### 費用

申9月分の申込日=7月1日、10月分の申込日=8月5日、11月分の申込日=9月2日、12月分の申込日=10月7日、午前10時~10時30分に電話でひなた村(0722・5736)へ。

## 7月14日に実施します

### 夏季献血キャンペーン

当日、献血にご協力いただいた方には、記念品を差し上げます(数に限り有り)。

日7月14日(土)午前11時30分~午後3時45分(骨髓バンクドナー登録の受け付けは午後3時まで)

場所: ぽっぽ町田、まちだ献血ルーム

問: 福祉総務課 0724・2537

## 大地沢青少年センター~2019年1月分の利用受付開始

対: 市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

申: 7月7日午前8時30分から電話で同センター(0782・3800)へ。

※当日の午前8時30分~午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

※1月1日~4日、8日、15日、16日、22日、29日は利用できません。

## 町田市自然休暇村 せせらぎの里~2019年1月分の利用受付開始

対: 市内在住、在勤、在学の方とその同行者

場所: 町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)

申: 7月1日午前8時30分から電話で

自然休暇村(0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込み可)。

※1月8日~10日、15日、17日、22日~24日、28日、30日、31日は利用できません。

※12月29日~1月3日の年末年始期間は抽選です。申込方法は今後の本紙等でお知らせします。

## 7月は強調月間です

### 社会を明るくする運動

#### 【犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ】

「社会を明るくする運動」町田大会を開催します。FC町田ゼルビアマスコットキャラクターのゼルビーが皆さんをお迎えします。

※保育希望者以外は直接会場へおいで下さい。

日7月31日(火)午後1時30分~3時45分(午後1時開場)

場所: 町田市民ホール

内①講演会②南中学校吹奏楽部による

る演奏

問①多摩少年院院長・木村敦氏

定853人(先着順)

※保育希望者(7月31日現在、1歳以上の未就学児、申し込み順に6人)は、7月3日午後1時から電話で福祉総務課へ。

#### 【寄贈品を募集中】

当日、参加者に配布する寄贈品を募集しています。

募集対象: 持ち帰れる程度の大きさの物で、同じ種類、100個以上600個以下の未使用の既製品

申: 電話で福祉総務課へ。



問: 福祉総務課 0724・2537

#### 夏号を発行しました!~講座・イベント情報誌

### 生涯学習NAV! 好き!学び!

市内や近隣で7月~9月に開催または募集を開始する講座・イベント等の情報を掲載しています。「みんなの学びバ!!!」では、情報ページに載せきれない学びの機会などを紹介しています。

これから何かにチャレンジしたい方、学びの機会を探している方はご覧下さい。

配布場所: 市庁舎、各市民センター、各市立図書館等

※町田市ホームページでもご覧いただけます。

問: 生涯学習センター 0728・0071

#### 配布します

### 夏休み子どもフェア2018



夏休みの市内イベント情報が満載の冊子「夏休み子どもフェア2018」を7月6日から配布します。

配布場所: 児童青少年課(市庁舎2階)、各市民センター、各子どもセンター、各市立図書館等

※市内の小学生には、各学校で配布します。

問: 児童青少年課 0724・4097

## 国民年金保険料の免除・納付猶予制度と各種年金の受給額のご案内

問: 保険年金課 国民年金係 0724・2127、八王子年金事務所 042・626・3511

#### 【納付が困難な場合】

失業や所得減少などで、国民年金定額保険料(月額1万6340円)を納めることができない場合に、所得基準により、保険料納付が免除や猶予となる制度があります。2年1か月前までの未納保険料について免除や猶予の申請ができます。

承認を受けた期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に加えられ、年金額にも一部反映されます。一部免除の場合は、残りの必要な保険料を認めないと未納の扱いとなり、受給資格期間に加えられず、年金額にも反映されません。

免除や猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納めたときに比べて、老齢基礎年金の年金額が少なくなるため、10年以内であれば、これらの期間の保険料を「追納」することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。

#### 【免除・納付猶予の申請受付】

7月~2019年6月分の保険料の免除や猶予の申請受付を開始します。

場所: 保険年金課(市庁舎1階)、各市民センター

持ち物: 認印、年金手帳(失業を理由にする方は、離職票等も必要)

※必要な書類等の詳細はお問い合わせ下さい。

#### 【今も将来も老後も、国民年金は生涯の備えです】

国民年金制度は、老齢になったとき、病気やけがで重度の障がいが残ったとき、家庭の生計を支える方が死亡したときの生活の維持に備えるための制度です。保険料未納期間があると、各種年金の受給資格を満たさなくなる場合があります。年金受給手続きの際は、保険年金課 国民年金係へご相談下さい。

なお、厚生年金や共済組合の加入期間のある方や国民年金第3号被保険者期間のある方は、八王子年金事務所へご相談下さい。

#### 国民年金の給付の種類と年金受給額(2018年度)

種類	年金受給額(年額)
老齢基礎年金	77万9300円(満額)
障害基礎年金	97万4125円(1級)、77万9300円(2級)
遺族基礎年金	100万3600円(子が1人いる配偶者の場合)
寡婦年金	国民年金保険料を納めた期間に応じた金額
死亡一時金	外国人のための脱退一時金

## 後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります

問: 保険年金課 0724・2144

新しい保険証(青竹色)は、簡易書留で7月中旬にお送りします。有効期限は平成32年7月31日です。

お手元に届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合(表1参照)などの記載内容をご確認下さい。なお、現在お使いの保険証(藤色)は、8月1日以降に、ご自身で破棄していただくか、保険年金課にお返し下さい。7月中には返却しないようお願いします。

#### 【3割負担から1割負担に変更できる場合があります(基準収入額適用申請)】

該当すると思われる方には、基準収入額適用申請書を送付しています。収入金額を証明できる書類(確定申告書の写し等)を添えて申請して下さい。手続きの際は、本人確認書類(運転免許証等やパスポート、個人番号カード)とマイナン

バー(個人番号)が確認できる書類(通知カード・個人番号カード等)の提示が必要となります。

※収入額が基準額を超える方は該当しません(表2参照)。また、収支上の損益にかかわらず、確定申告したものはすべて収入額に含まれます。

#### 【限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の更新は8月1日です】

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、平成30年7月31日です。

すでに交付していて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。

減額認定証を医療機関の窓口に提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

世帯全員が住民税非課税の申告をしている方で、まだお持ちでない方は、申請により減額認定証の交付を

受けることができます。

#### 【自己負担割合が3割の方へ~限度額適用認定証の交付を受けることができます】

8月から、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得

がいずれも690万円未満の方は、申請により限度額適用認定証の交付を受けることができます。

医療機関の窓口に提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

#### 表1 保険証の自己負担割合

自己負担割合	所得区分	平成30年度住民税課税所得(平成29年中の所得から算出)
1割	一般	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員がいずれも145万円未満の場合
3割	現役並み所得	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に145万円以上の方がいる場合

#### 表2 基準収入額

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準(平成29年1月1日~12月31日の収入で判定)
世帯に1人	収入額が383万円未満(ただし、383万円以上でも、同世帯に他の医療保険制度に加入の70~74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満)
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

熱中症の予防には「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です。

問: 健康推進課 0724・4236